

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県喜多方建設事務所長 杉原 雅人

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

なお、買入れをする物品の仕様等については、別紙仕様書のとおり

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

なお、指名停止者は、調達契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請け（物品購入契約にあつては仕入先又は卸し先（以下、「仕入先等」という。）となることは認められていない。応札製品については該当が無いことを確認のこと。

※福島県出納局ホームページでの指名停止情報に注意すること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第3号様式。以下「確認申請書」という。）に次の書類等を添付し、下記5の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認申請をすること。

ア 納入期限までに必ず納品する旨の確約書（様式任意）

※申請者の実印により証明を行うこと。

5 入札書の提出期限等

(1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

令和7年10月17日（金） 午後5時15分 福島県猪苗代土木事務所

なお、申請書類は郵送を可とするが提出期限必着のこと。

(2) 入札書及びその添付書類の提出期限等

令和7年10月23日（木） 午前9時15分 福島県猪苗代土木事務所会議室

なお、郵送による入札は、不可とする。

(3) 開札の日時及び場所

令和7年10月23日（木） 午前9時15分 福島県猪苗代土木事務所会議室

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（第6号様式）に必要とする事項を記載し、上記5の(2)指定日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書（写）

イ 委任状（第7号様式） 代理人が出席し、入札する場合

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札書には25kg入り1袋あたりの単価を記入すること。落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額（25kg入り1袋の単価）に記載した金額を契約金額とし、支払金額は契約金額に購入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7 入札保証金

福島県財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。ただし、落札者決定の通知を受けた後、契約締結しない場合には入札金額の100分の3に相当する額を納めなければならない。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記6の(2)で指定する書類確認を受けるものとする。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (5) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合、1回に限り再度入札に付すことができるものとする。

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県猪苗代土木事務所から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）により福島県猪苗代土木事務所に令和7年10月17日（金）までに説明を求めることができる。
県は、福島県喜多方建設事務所ホームページに掲載する方法により回答する。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに連合(談合)によると認められる入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札した者を落札者とする。
ただし、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記1）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

15 契約書等の作成

- (1) 購入契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書(案)に記名押印し、落札決定の日から7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書(案)を提出しないときは、落札を取消すことがある。
- (4) 本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。
落札者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、発注機関の契約事務担当課宛に電子メールにより提出すること。（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

（電子契約サービスのページ／<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>）

16 契約条項は、契約書(案)及び財務規則による。

17 当該契約に関する事務を担当する部門は、上記5の(1)と同じである。

別記 1（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2項の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 施行令第167条の5第1項又は施行令第167条の11第2項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であって、過去2年間の国（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第9号に掲げる公庫等を含む。）、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき
- (7) 1件の契約金額が500万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1件三百万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(9) から(18)まで (略)

入札説明書等に関する質問書

令和 年 月 日

福島県喜多方建設事務所長
(福島県猪苗代土木事務所扱)
(ファクシミリ 0242-72-1471)

入札参加者 住 所
商号又は名称 (代表者印省略)
代表者職・氏名

電話番号 (- -)
ファクシミリ ()

案 件 名	令和7年度凍結抑制剤購入単価契約 塩化ナトリウム（粒径3mm程度 25kg/1袋）・予定数量12,000袋
質 問 事 項	

入札説明書等に関する回答書

令和 年 月 日

福島県喜多方建設事務所長
(福島県猪苗代土木事務所扱)

案 件 名	令和7年度凍結抑制剤購入単価契約 塩化ナトリウム（粒径3mm程度 25kg/1袋）・予定数量12,000袋
質 問 事 項	
回 答 事 項	

条件付一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

福島県喜多方建設事務所長
(福島県猪苗代土木事務所扱)

(〒 ー)

住 所

(ふりがな)

商号又は名称

印

代表者職・氏名

電 話 番 号 (ー ー)

F A X 番 号 (ー ー)

(作成担当者職・氏名)

令和7年10月6日付けで公告のありました調達契約に係る入札参加資格の確認を受けたいので、入札参加に必要な資格要件等について下記のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違なく、かつ、地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項のいずれにも該当していないことを誓約します。

記

- 1 参加希望品名 令和7年度凍結抑制剤購入単価契約
塩化ナトリウム（粒径3mm程度・25kg/1袋）・予定数量12,000袋
- 2 物品購入（修繕）競争入札参加有資格者登録について
 - (1) 登録番号 ()
 - (2) 有効期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 3 物品購入（修繕）競争入札参加有資格者にかかる指名停止等の措置の有無について
有 ・ 無
- 4 本店、支店又は営業所の所在地（福島県内にある事務所）
申請人が県内の者である場合は、記載不要。
- 5 公告に示した仕様書等の物品の納入実績について
 - (1) 発注機関 (資料を添付し、「別紙のとおり」でも可)
 - (2) 納入物品名 //
 - (3) 納入場所 //
 - (4) 契約年月日 //
 - (5) 数量 //
 - (6) 契約金額（税込） //

条件付一般競争入札参加資格確認通知書

令和 年 月 日

様

福島県喜多方建設事務所長
(福島県猪苗代土木事務所扱)

先に申請のありました条件付一般競争入札参加資格については、下記のとおり確認したので、お知らせします。

記

購入等件名 及び数量	令和7年度凍結抑制剤購入単価契約 塩化ナトリウム（粒径3mm程度 25kg/1袋）・予定数量12,000袋	
本公告に係る	有	
入札参加資格	無	
の有無	入札参加資格がないと認めた理由	

- ※1 入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。
- 2 この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため提示を求められますので、開札日に必ず持参してください。

入 札 書（ 見 積 書 ）

金 額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
(税抜)									

品 名 令和7年度凍結抑制剤購入単価契約
塩化ナトリウム（粒径3mm程度 25kg/1袋）・予定数量12,000袋
納入場所 福島県猪苗代土木事務所車庫
納入期間 令和7年11月1日 ～ 令和8年3月31日

上記のとおり入札（見積）いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者・職氏名
(代理人氏名)

印
印)

福島県喜多方建設事務所長 様

- 注) 1 入札書として使用する際は、見積書を二重線で消し込むこと。（見積書として使用する場合は、入札書を二重線で消し込むこと。）
2 塩化ナトリウム（粒径3mm程度25kg入）1袋当たりの単価（消費税除く）を記入すること。
3 金額の文字の頭に、¥を付すこと。
4 再度入札（見積）の場合は、入札(見積)書の前に「再」と記入すること。

委 任 状

私は都合により下記の者を代理人と定め下記事項を委任します。

記

令和 7 年 1 0 月 2 3 日に執行される「令和 7 年度凍結抑制剤購入単価契約 塩化ナトリウム（粒径 3mm 程度 2 5 k g / 1 袋）・予定数量 1 2 , 0 0 0 袋」の入札及び見積に関する一切の権限。

令和 年 月 日

福島県喜多方建設事務所長 様

委任者	住 所	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	印
受任者	職名又は住所	
	氏 名	印

(代理人が出席する場合に必要)

凍結抑制剤購入単価契約書（案）

凍結抑制剤の購入について発注者 福島県 と、受注者 は、次の条項に定めるところにより契約を締結する。

（給付の内容等）

第1条 この契約の内容は次のとおりとする。

（1）品名、予定数量及び契約単価

品 名 塩化ナトリウム

規格品質 粒径3mm程度 25kg／1袋

予定数量 12,000袋

契約単価 円

（※契約単価には、消費税及び地方消費税は含まない。）

（2）契約期間

令和7年1月1日 ～ 令和8年3月31日

（3）納入場所及び納入方法

契約物品の納入場所は、猪苗代土木事務所車庫とし、納入における荷下ろしは、受注者が行うものとする。

（4）契約保証金

（納入の通知）

第2条 受注者は、発注者の指示により、その都度指定する期日まで現品を納入するものとし、納品後直ちに納品書によりその旨を発注者に通知するものとする。

（検査及び引渡し）

第3条 発注者は、納入の通知を受けたときは、直ちに受注者の職員の立会のもとに検査を行う。

（不合格品の引取り又は取替え等）

第4条 発注者が検査の結果不合格と認めた物品については、受注者は、自己の費用をもって引取り、かつ、納期限内又は発注者の指定する期日までに取替えをし、又は補充をしなければならない。当該に取替又は、補充後の物品にかかる納入及び検査については、前2条の規定を準用する。

（所有権の移転）

第5条 物品の所有権は、発注者が検査の結果合格と認め、その引渡しを受けた時に、受注者から発注者に移るものとする。

2 所有権の移転前に生じた物品の滅失、き損、減量その他一切の損害は、特約のある場合を除くほか、すべて受注者の負担とする。

（契約不適合責任）

第6条 発注者は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない場合は、その物品の引渡しを受けた後1年以内に限り、受注者に対して物品の修補、代品の引渡し、不足分の引渡し若しくは代金の減額のいずれか、又は物品の修補、代金の引渡し若しくは不足分の引渡し及び代金の減額を請求することができ、受注者はこれに応じるものとする。

（有償延期及び遅延利息）

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物

品の納入の完了の見込みがないときは、受注者は、その事由を付した書面をもって、発注者に納期の延長を申し出なければならない。

- 2 前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、発注者は、受注者から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。
- 3 発注者は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を受注者に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を受注者との間に結ぶものとし、受注者は、これに応ずるものとする。
- 4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ納入未済相当額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる）とする。
- 5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

（天災地変、不可抗力による無償延期等）

第8条 天災地変、不可抗力その他受注者の責めに帰すことができない事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品を納入することができないときは、受注者は発注者に対し、すみやかにその事由を詳記して、納入期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、発注者は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第12条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

（代金の支払）

第9条 発注者は、前条の規定による請求書を受領した日から30日以内に完納物品の代金を支払うものとする。

- 2 前項の支払請求書は、契約単価に数量を乗じて得た額の合計額に、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72号の82及び第72条の83の規定に基づき100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、消費税等の加算金額に円単位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 受注者は、各月毎の納品数量について、納品書を月末に、請求書を翌月の10日までに発注者に提出しなければならない。

（予定数量の取扱）

第10条 当該契約期間中、予定数量に満たなくても残数量については、期間満了日をもって打ち切るものとし、また、予定数量を超えても同一単価により購入できるものとする。

（発注者の解除権）

第11条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 受注者が納期限内に物品の持込みを終わらないとき。
- 二 受注者が納期限内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。
- 三 受注者が解除を申し出たとき。

四 受注者又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

五 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

六 受注者が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により発注者に損害を及ぼしたときは、発注者が算定する損害額を受注者は発注者に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等受注者の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、受注者の責めに帰すべき事由により第7条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、発注者が前条の規定により契約を解除したときは、受注者は、第1項の違約金に当初の納期の翌日から発注者が契約解除の通知を発した日（受注者から解除の申出があったときは、発注者がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率の割合で計算した額を加えた

金額を違約金として発注者に納付しなければならない。

(契約の変更等)

第 13 条 発注者は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 14 条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を、発注者の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(談合による損害賠償)

第 15 条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、第 11 条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、受注者はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他発注者が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条第 1 項の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、発注者が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、発注者は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、受注者はこれに応じなければならない。

(遅延利息等の相殺)

第 16 条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、発注者が受注者から徴収すべき金額があるときは、発注者はこれを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 発注者は、この契約に基づき発注者が受注者に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、受注者に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 発注者は、受注者が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、

履行期限を繰り上げることができる。

(契約外の事項)

第 17 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第 18 条 前条に規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、発注者の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(書面契約による場合)

本契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

(電子契約による場合)

本契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 7 年 月 日

発注者	住 所	福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神 6 番地の 3
	氏 名	福 島 県
		福島県喜多方建設事務所長 杉原 雅人

受注者	住 所	(受注者住所)
	氏 名	(受注者氏名)

道路凍結抑制剤購入仕様書

第1条 目 的

本仕様書は、福島県が使用する凍結抑制剤の購入に関し必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るものである。

第2条 納入期限

凍結抑制剤納入者（以下「納入者」という。）は、除雪事業担当監督員（以下「監督員」という。）が指示する期日までに納入しなければならない。

なお、緊急の場合には即日納入が図れる体制を取るものとする。

第3条 納入検収

納入にあたっては、監督員と立ち会い、納入量及び品質の確認を受けるものとする。検収において、固化や品質劣化等の不良品が確認された場合には、速やかに回収し交換するものとする。

第4条 納入薬剤の種類、予定量及び納入場所

- 1 納入薬剤の種類及び予定量については、入札通知書のとおりとするが、当該年度の降雪等の気象状況により変動するものとする。
- 2 納入場所については、入札通知書のとおりとする。
- 3 納入における荷下ろしは、納入者が行うものとする。

第5条 凍結抑制剤の品質規格及び試験方法

- 1 凍結抑制剤は、別に定める品質規格等に適合しなければならない。
- 2 契約時においては、凍結抑制剤の品名、製造元、生産地及び品質規格を明示した材料証明書を提出するものとする。

なお、これら品質規格を判定できる資料については、公的試験機関等による品質試験成績書とする。

- 3 納入者は、その品質規格等に疑義が生じ、監督員より物品の品質規格についての検査を指示された場合はその指示に従い、品質試験成績書を速やかに提出しなければならない。

なお、これに要する費用は契約単価に含むものとする。

4 品質及び粒度の試験方法

① 品質試験

塩化ナトリウムについては、「塩試験方法」及び「排水基準を定める省令及び環境大臣が定める検定方法」による。なお、その他薬剤については、当該試験方法等を準用するものとする。

② 「化学製品のふるい分け試験方法」による乾燥ふるい分け法による。

第6条 包装袋の材料及び処分

- 1 包装袋はビニール製を基本とする。なお、運搬及び散布機械への投入作業に支障がなく、湿気を通さない材質のものでも可とするが、ビニール製包装材以外を使用する場合には、入札日前日までにサンプルを提出するものとする。
- 2 包装袋の空袋処分は、福島県が行う。

第7条 疑 義

凍結抑制剤納入にあたり、本仕様書に明示なき事項又は疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議のうえ定めるものとする。

凍結抑制剤の品質・規格

有害物質	飽和溶液（２０℃における飽和濃度２６．４％）における含有水分が水質汚濁防止法の排出基準のうち下表の基準に適合すること。
純 度	純度９５％以上とする。
含 水 率	低温固結が予想されるため、１．０％以下とする。
異 物 等	土砂及び木片等の異物の混入がなく、福島県が実施する凍結抑制剤散布作業に支障がないものとする。
添 加 剤	固結防止に使用されるフェロシアン化物は添加しないものとし、納入時には固結がないものとする。

有害物質に関する基準

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1mg/リットル
シアン化合物	シアン 1 mg/リットル
有機リン酸化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1 mg/リットル
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/リットル
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/リットル
ヒ素及びその化合物	ヒ素 0.1mg/リットル
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/リットル
アルキル水銀化合物	検出されないこと
P C B	0.003mg/リットル
チウラム	0.06mg/リットル
シマジン	0.03mg/リットル
チオベンカルブ	0.2mg/リットル
セレン及びその化合物	0.1mg/リットル
ホウ素及びその化合物	10mg/リットル
フッ素及びその化合物	8mg/リットル
アンモニア、アンモニア化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸窒素の合計量 100mg/あたり

（注１）試験方法は、排出基準を定める省令及び環境大臣が定める検出方法によること。

（注２）溶液濃度は、飽和溶液（２０℃における飽和濃度２６．４％）とする。